福井県介護施設等整備事業補助金取扱要領

第１　通則

福井県介護施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）は、福井県地域医療介護総合確保基金を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、「福井県補助金等交付規則」（昭和４６年４月１日福井県規則第２０号。以下「規則」という。）および「長寿福祉課所管補助金交付要綱」の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

第２　補助金の交付目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第８条第１４項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実現すべき対策として、住宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。また、国内外で感染拡大している新型コロナウイルスに対して、高齢者が感染した場合、重症化する危険性が高い特性があることから、介護施設等の消毒等を支援し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とする。

第３　補助対象事業

補助対象については、次の１～６に掲げる事業を対象とする。ただし、以下に掲げるものについては、補助の対象外とする。

・既に実施している事業
・他の国庫負担（補助）制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、または補助している事業

１　地域密着型サービス等整備助成事業

ア　地域密着型サービス等整備助成事業

次の（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とし配分基礎単価を設ける。（別表１）

ただし、以下に掲げるものについては、補助の対象外とする。

・土地の買収または整地等個人の資産を形成する事業
・車庫または倉庫の建設に係る事業
・土地の取得、造成、外構に係る費用
・既存施設の解体、撤去に係る費用
・その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

（ア）対象施設等

（１）地域密着型（定員２９人以下）の特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

（２）小規模（定員２９人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

（３）小規模（定員２９人以下）な介護医療院

（４）小規模（定員２９人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

（５）小規模（定員２９人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

（６）低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号）」第３４条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、１０．６５平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）

（７）認知症高齢者グループホーム

（８）小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）

（９）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(11) 認知症対応型デイサービスセンター

(12) 介護予防拠点（高齢者の介護予防活動（健康づくり教室等）を主たる目的とし、月２回以上、継続的に実施するものに限る。）

ただし、以下に掲げるものについては、補助の対象外とする。なお、過去に同一事業主体が、同様または類似の補助金を受けている場合は、他の事業者等との整合性を十分に検討すること。（特定の事業主体が連続して補助を受けることは不可。）

・継続事業（複数年度にまたがる事業や毎年度繰り返し実施する事業）

・中古品、消耗品、備品（家具や家庭用エアコン等施設と一体的でないもの）の購入に係る費用

・その他介護予防拠点としての目的に沿わないもの（自治会活動、観光等その整備の主たる目的が介護予防拠点の活動としては認められないもの）

(13) 地域包括支援センター

(14) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）、半島振興法（昭和６０年法律６３号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）または沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）に基づくものに限る。）

(15) 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

（離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）、半島振興法（昭和６０年法律６３号）、過疎地域自立促進特別措置

法（平成１２年法律第１５号）又は沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）に基づくものに限る。）

(16) 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設

(17) 小規模（定員２９人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２９条第１項に規定される有料老人ホームまたは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第５条第１項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅棟推進事業補助金交付要綱（平成２６年３月３１日付け国住心第１７８号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。４（３）および５を除いて以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

（イ）整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（第３の１のオ、カ、キ、４（３）、６の事業を除き、以下同じ。）

整 備 区 分	整 備 内 容
創 設 （開 設）	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築 （再開設）	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※１ 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※２ 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※３ 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増 改 築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※１、※２について同上。

イ　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画および市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模および助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕または耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕または耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内または近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕または耐震化の整備主体は同一法人であるこ

ととし、都道府県計画および市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設大規模修繕または耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕または耐震化の実施順序は問わない。

（ア）大規模修繕・耐震化の対象施設

a 広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム

b 広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設

c 広域型（定員３０人以上）の介護医療院

d 広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム

e 広域型（定員３０人以上）の軽費老人ホーム

（イ）整備区分

a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
（１）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（２）施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（３）施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
（４）避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
（５）環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事およびその後の復旧等関連する改修工事
（６）消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
（７）消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
（８）土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
（９）施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止

	対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
（１０）その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）一定年数は、おおむね１０年とする。

b　「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

ウ　災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３３条第１項第８号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型施設の移転改築を行う事業を対象とする。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。

また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

（対象施設）

a 広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
b 広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設
c 広域型（定員３０人以上）の介護医療院
d 広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム
e 広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
f 広域型（定員３０人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

エ　災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

（ア）災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水卒低区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項または第２項の洪水浸水想定区域、同法第１４条の２第１項または第２項の雨水出水浸水想定区域、同法第１４条の３第１項の高潮浸

水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第１０条第３講第２号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第５３条第１項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３１号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第３２条第１項の都市洪水想定区域、同法第３２条第２項の都市浸水想定区域

（イ）対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

a 広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室

b 広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設

c 広域型（定員３０人以上）の介護医療院

d 広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム

e 広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

f 広域型（定員３０人以上）の介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅で合って、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

（ウ）対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域または浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域または浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第５３条第２項に規定される基準水位をいう。）が１メートル以上に指定されている場合

b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が１メートル未満で合って、本事業への申請時点において、浸水深が１メートル以上となっている場合

（エ）整備内容

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。

a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること。または、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス料の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 対象施設または対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策および迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改訂が行われる計画となっていること。

e 当該施設において、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

オ　都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。

（ア）用語の定義

このオにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a　都市部等　次に掲げる市町をいう。

(a) ６５歳以上人口の増加が見込まれる市町

(b) （ａ）のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町であって、知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町

b　小規模な介護施設等　第３の１のア（地域密着型サービス等整備等助成事業）の（ア）に掲げる対象施設等であって、都市部等に所在するものをいう。

c　大規模な介護施設等　次に掲げるものをいう。

(a) 定員３０人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）

(b) 定員３０人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム

(c) 定員３０人以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(d) 定員３０人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

d　転換　介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備をいう。

（イ）整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう

整 備 区 分	整 備 内 容
創 設 （開 設）	定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。 ※既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。
増築（床）	定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする 場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。
増 改 築	定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以 上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊 して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※ 取り壊し費用も対象とすることができる。
改 修	小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）

（ウ）事業の対象外経費　本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a　土地の買収又は整地に要する費用

b　設備整備に係る経費

（エ）配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表１に定めるところによる。 転換後の大規模な介護施設等の所在地が、指定都市、特別区、中核市又は人口 20 万人以上の市である場合は、別表１に定める配分基礎

単価に 1.05 を乗じた額とすることができる。

（オ）その他

a　本事業による助成を県又は市町からを受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町の長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) 転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 転換後 10 年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

b　次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町の長又は知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) 転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(c) 転換後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c　本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

d　転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。

e　本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、

・当該小規模な介護施設等が所在する市町と県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合

・当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合

については、知事の判断で移転を伴う転換を行うことも差し支えない。この場合において、 大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第１３の２（３）ただし書きに該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とはならない。

また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。

カ　中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。

（ア）用語の定義

このカにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a　中山間・人口減少地域等　次に掲げる区域をいう。

(a) 離島振興法(昭和２８年法律第７２号)第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(b) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和２９年法律第１８９号)第１条に規定する奄美群島

(c) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和３７年法律第７３号)第２条第１項に規定する豪雪地帯及び同条第２項の規定により指定された特別豪雪地帯

(d) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和３７年法律第８８号)第２条第１項に規定する辺地

(e) 山村振興法(昭和４０年法律第６４号)第７条第１項の規定により指定された振興山村

(f) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和４４年法律第７９号)第４条第１項に規定する小笠原諸島

(g) 半島振興法(昭和６０年法律第６３号)第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域

(h) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成５年法律第７２号)第２条第１項に規定する特定農山村地域

(i) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第１９号)第２条第２項の規定により公示された過疎地域

(j) 沖縄振興特別措置法(平成１４年法律第１４号)第３条第３号に規定する離島

(k) 水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）第３条第１の規定により指定された水源地域

(l) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成１２年厚生省告示第５３号）に定める地域((ａ)から(ｋ)までに掲げる地域を除く。)

b　大規模な介護施設等　次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると知事が適当と認めるものを含む。以下このカにおいて同じ。）するものをいう。

(a) 定員３０人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）

(b) 定員３０人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム

(c) 定員３０人以上のケアハウス（軽費老人ホームＡ型及びＢ型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(d) 定員３０人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

c　小規模な介護施設等　次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。

(a) 定員２９人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）

(b) 定員２９人以下の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム

(c) 定員２９人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(d) 定員２９人以下の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(e) 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム

(f) 第３の１のア（地域密着型サービス等整備等助成事業）の（ア）に掲げる対象施設等（（１）から（５）までに掲げるものを除く。）

d　ダウンサイジング　次に掲げるいずれかのために行われる整備をいう。

(a) 大規模な介護施設等の定員を１割以上減少させるもの（減少の結果、定員が 29 人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。）

(b) 小規模な介護施設等（ｃの（a）から（e）までに掲げるものに限る。）の定員を１割以上減少させるもの

(c) 小規模な介護施設等（ｃの（f）に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるもの

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、ダウンサイジング前の定員とダウンサイジング後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介 護施設等の定員の総計とする。）とを比較して１割以上減少しているかを判断すること。

(イ) 整備区分

整 備 区 分	整 備 内 容
改 築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り 壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※取り壊し費用も対象とすることができる。
改 修	既存の施設等を 本体の 躯体工事に及ぶかどうかは 問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(ウ) 事業の対象外経費　本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a　土地の買収又は整地に要する費用

b　設備整備に係る経費

(エ) 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表１に定めるところによる。

介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用しダウンサイジングを行う事業（以下このカにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を実施する場合の同表の適用については、ダウンサイジング後の介護施設等 が別表１の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

(オ) その他

a　本事業による助成を県又は市町から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町による助成の場合は市町の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 転換後 10 年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

b　次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町の長又は知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない

場合を除く。））を算定していないこと

(c) ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c　本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

d　本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第１３の２（３）ただし書きに該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない

また、空き家等を改修する事業を含むものとする。

キ　介護施設等の集約・再編実施事業

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、２以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

（ア）用語の定義

このキにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a　都市部等　オの（ア）のａの定めるところによる。

b　中山間・人口減少地域等　カの（ア）のａの定めるところによる。

c　介護施設等　次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。

(a) 特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
(b) 介護老人保健施設
(c) 介護医療院
(d) 養護老人ホーム
(e) ケアハウス（軽費老人ホームＡ型及びＢ型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
(f) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
(g) 都市型軽費老人ホーム
(h) 認知症高齢者グループホーム
(i) 小規模多機能型居宅介護事業所
(j) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(k) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(l) 認知症対応型デイサービスセンター
(m) 介護予防拠点
(n) 地域包括支援センター
(o) 生活支援ハウス
(p) 緊急ショートステイ
(q) 施設内保育所

d　集約・再編　ｃに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに１（(ａ)から(ｆ)に掲げるものについては定員２９人以下と定員３０人以上でそれぞれ１とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために知事及び市町の長が必要と認

める次に掲げるいずれかのために行われる整備をいう。

(a) ２以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合

(b) ２以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）

（イ）整備内容

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
改 築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築 を含む。）。 ※１ 取壊し費用も対象とすることができる。 ※２ 既存施設等を集約・再編して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
改 修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設 等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの

（ウ）事業の対象外経費　本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a　土地の買収又は整地に要する費用

b　設備整備に係る経費

（エ）配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表１に定めるところによる。 集約・再編後の介護施設等の所在地が、指定都市、特別区、中核市又は人口 20 万人以上の市である場合は、別表１に定める配分基礎単価に 1.05 を乗じた額とすることができる。

介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し集約・再編を行う事業（以下このキにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を実施する場合の同表の適用については、集約・再編後の介護施設等が別表１の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

（オ）その他

a　本事業による助成を県又は市町から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町による助成の場合は市町の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 集約・再編後 10 年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（集約・再編前と集約・再編後の見込み）

b　次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町の長又は知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画 の実施に支障が生じると認める場合

(b) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(c) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c　本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

d　集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に規定する立地適正化計画に記載される同条第２項第２号に規定する居住誘導区域又は同項第３号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

e　集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第１３の２（３）ただし書きに該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、空き家等を改修した事業を含むものとする。

２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

・施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床

・訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

・「激甚災害に対処するための特別の財産援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号）第２条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。

・暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、県がこれを同程度と認める場合であること。

・施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）

ただし、以下に掲げるものについては、補助の対象外とする。

・中古品の購入に係る費用

・開設日以後に納品等が行われるもの

・各種手数料

３　定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための

定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、平成２７年度国補正予算枠で補助する本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際には、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。（別表１－２）

4　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

（1）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

①特別養護老人ホーム

②介護老人保健施設

③介護医療院

（2）既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

１人当たりの面積基準については、４人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての１人当たり面積基準は設けず、多床室全体として１人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

（3）介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取りおよび家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取りおよび家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護医療院

（エ）養護老人ホーム

（オ）軽費老人ホーム

（カ）認知症高齢者グループホーム

（キ）小規模多機能型居宅介護事業所

（ク）看護小規模多機能型居宅介護事業所

（ケ）介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

（４）共生型サービス事業所の整備推進事業

障がい者や障がい児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所および創設する事業所を含む。）において、障がい者や障がい児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

（ア）通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）

（イ）短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）

（ウ）小規模多機能型居宅介護事業所

（エ）看護小規模多機能型居宅介護事業所

５　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。

ア　介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(ア)対象事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

(イ)対象施設等(いずれも定員規模は問わない)

a 特別養護老人ホーム

b 介護老人保健施設

c 介護医療院

d 養護老人ホーム

e 軽費老人ホーム

f 認知症高齢者グループホーム

g 小規模多機能型居宅介護事業所

h 看護小規模多機能型居宅介護事業所

i 有料老人ホーム

j サービス付き高齢者向け住宅

k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

l 生活支援ハウス

イ　介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

(ア)対象事業

a　ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援事業

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

b　従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

c　家族面会室の整備等経費支援事業

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために

必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

a 特別養護老人ホーム
b 介護老人保健施設
c 介護医療院
d 養護老人ホーム
e 軽費老人ホーム
f 認知症高齢者グループホーム
g 小規模多機能型居宅介護事業所
h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
i 有料老人ホーム
j サービス付き高齢者向け住宅
k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
l 生活支援ハウス

ウ　介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

（ア）対象事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

a 特別養護老人ホーム
b 介護老人保健施設
c 介護医療院
d 養護老人ホーム
e 軽費老人ホーム
f 認知症高齢者グループホーム
g 小規模多機能型居宅介護事業所
h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
i 有料老人ホーム
j 短期入所生活介護事業所
k 生活支援ハウス

6　介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

（ア）地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の１人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所および洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を

含む。）３３㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収または整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

（イ）家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

（ウ）設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内または近隣の設置に限定されない。

（エ）入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の２割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

（オ）土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理および活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護医療院

（エ）特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス

（オ）認知症高齢者グループホーム

（カ）小規模多機能型居宅介護事業所

（キ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（ク）看護小規模多機能型居宅介護事業所

（ケ）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
創 設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。
増 築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。） ※１ 取壊し費用も対象とすることができる。 ※２ 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増 改 築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※１、※２について同上。
改 修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤

	去等）で工事を伴うものであること。

第４　補助額の算定方法

１　算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表１の第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める配分基礎単価に第３欄に定める単位の数を乗じて得た額と第４欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」および「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表１の（３）および（６）の第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める配分基準により算定した額と第４欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第３欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。また、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、別表１の（５）の第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める配分基礎単価に第３欄に定める単位の数を乗じて得た額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第５欄に定める補助率を乗じた額を助成額とする。

なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第５　事前協議

補助金の交付を受けようとするものは、知事が別途定める方法により、事前に協議を行わなければならない。

第６　交付申請

補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

第７　交付決定

知事は、補助金交付申請書の提出があり、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第８　交付条件

１　市町が事業者の実施する事業（以下「市町補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町補助事業」という。）に、この基金を財源の全部または一部として補助金を交付する場合は、規則第６条に規定する条件を次のとおりとする。

（１）市町補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）市町補助事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）市町補助事業が予定の期間内に完了しない場合または市町補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）市町補助事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町補助事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを市町補助事業完了の日（市町補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（５）市町は事業者に対し次の条件を付さなければならない。

①　事業者が市町補助対象事業を行うために必要な調達を行う場合には、原則、一般競争入札によるものとするなど市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

②　市町補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町長の承認を受け

なければならない。

③　市町補助対象事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。

④　市町補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または市町補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならない。

⑤　市町補助対象事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに市町補助対象事業により取得し、または効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない。

⑥　市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市町に納付させることがある。

⑦　市町補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、市町補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

⑧　市町補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

⑨　市町補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町長に報告しなければならない。また、市町長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市町に納付させることがある。

⑩　交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に納付しなければならない。

⑪　市町補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を市町補助対象事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

⑫　市町補助対象事業者が①から⑪により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、市町に納付させることがある。

（６）（５）により付した条件に基づき、市町長が承認または指示する場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。

（７）（５）の⑥または⑨により、市町補助対象事業者から財産処分による収入または補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

（８）（５）の⑩および⑫により、市町補助対象事業者から市町へこの補助金の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

２　市町が実施する事業（以下「市町実施事業」という。）に、この基金を財源の全部または一部として補助金を交付する場合は、規則第６条に規定する条件を次のとおりとする。

（１）市町実施事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）市町実施事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）市町実施事業が予定の期間内に完了しない場合または市町実施事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）市町実施事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに市町実施事業により取得し、または効用の増加した価格が５０万円以上の機械、器具およびその他財産につ

いては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この市町実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊しまたは廃棄してはならない。

（５）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

（６）市町実施事業により取得し、または効用の増加した財産については、市町実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（７）市町実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（８）市町実施事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町実施事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを市町実施事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（９）市町が（１）から（８）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、県に納付させることがある。

３　事業者が実施する事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して、この基金を財源の全部または一部として補助金を交付する場合は、規則第６条に規定する条件を次のとおりとする。

（１）事業者が県補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則、一般競争入札によるものとするなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（２）県補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）県補助対象事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（４）県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または県補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（５）県補助対象事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに県補助対象事業により取得し、または効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊しまたは廃棄してはならない。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

（７）県補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（８）事業者が県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（９）県補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除額の全部または一部を県に納付させることがある。

(10) 交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に納付しなければならない。

(11) 事業者は、県補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および

支出について証拠書類を整理し、かつこれらを県補助対象事業の完了の日（県補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

(12) 事業者が（１）から（11）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、県に納付させることがある。

第９　状況報告

第３の補助金を受けた事業者は、「補助事業に係る契約手続き等留意事項」を遵守し、必要事項を知事に報告するものとする。（様式第２号）

第１０　変更申請

補助金の交付決定後の事業内容の変更（補助事業の中止および廃止を含む）承認申請は、補助事業計画変更承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて行うものとする。

第１１　実績報告

補助金の実績報告は、実績報告書（様式第４号、様式第５号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

なお、介護予防拠点については、事業完了後少なくとも５年間は、活動実績報告書（様式第６号）に関係書類を添えて、翌年度４月１０日までに知事に提出するものとする。

第１２　補助金の交付

１　補助金は、精算払いにより交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。

２　補助金の請求は、事業が完了したときに補助金交付請求書（様式第７号）により行うものとする。ただし、概算払いによるときは補助金交付請求書（様式第８号）により請求するものとする。

第１３　その他

１　介護施設等の整備に関する事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

なお、この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（１）施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

（２）都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

（３）過疎、山村等において、適切な入居者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

（４）災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行うもの。

（５）入居者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

（６）内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの

（７）都市計画特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

２　災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のと

おりの取扱いとする。

（１）介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、第１３の１（４）の事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。

（２）災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施 設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。

（３）災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助 の対象とすることができる。

① 土砂災害警戒区域または浸水深１メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のａからｄの全てに該当すること

② 浸水深１メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のｃ及びｄに該当すること

ａ 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の 大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難である こと。

ｂ 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

ｃ 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

ｄ 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

（４）令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、第３の１のア、カ、キの事業の対象としないこと。

（５）令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、第３の１の エ、オ、カ、キの事業の対象としないこと。

３ 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、１０ 年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。

附 則

この要領は、平成２７年７月２２日に施行し、平成２７年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成２８年３月１６日に施行し、平成２８年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成２８年８月２２日に施行し、平成２８年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年７月３１日に施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

附　則
この要領は、平成３１年４月１日に施行し、平成３１年度分の補助金から適用する。

附　則
この要領は、令和元年５月１日に施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附　則
この要領は、令和２年３月２６日に施行し、令和２年度分の補助金から適用する。
ただし、第３の５介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、令和２年３月２６日から適用する。

附　則
この要領は、令和２年１０月８日に施行し、令和２年度分の補助金から適用する。
ただし、第３の５（３）介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業については、令和２年４月１日から適用する。

附　則
この要領は、令和３年４月１日に施行し、令和３年度の補助金から適用する。

附　則
この要領は、令和３年７月１３日に施行し、令和３年度の補助金から適用する。

附　則
この要領は、令和６年４月１日に施行し、令和６年度の補助金から適用する。

附　則
この要領は、令和７年４月１日に施行し、令和７年度の補助金から適用する。

附　則
この要領は、令和８年４月１日に施行し、令和８年度の補助金から適用する。

別表１（第４関係：平成２７年度国補正予算枠以外）　配分基礎単価

（１）地域密着型サービス等整備助成事業

１　区分	２　配分基礎単価	３ 単位	４　対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む。
地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
小規模な介護医療院	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,600 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,950 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	15,000～36,600 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
介護予防拠点	9,710 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
地域包括支援センター	1,300 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
生活支援ハウス	38,900 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
緊急ショートステイ	1,300 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
施設内保育施設	13,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
小規模な介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	

空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム	9,710 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,230千円 の範囲で知事が定める額	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			
災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型施設の移転改築整備			
特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	25,000～61,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
介護医療院	25,000～61,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
養護老人ホーム	2,600 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備			
特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	25,000～61,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	

介護医療院	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
養護老人ホーム	2,600 千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業 ※都市部において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額			
特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
介護医療院	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
養護老人ホーム	2,600 千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業			
地域密着型特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	

	小規模な介護医療院	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	2,600 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
	都市型軽費老人ホーム	1,950 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	15,000～36,600 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	介護予防拠点	9,710 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	地域包括支援センター	1,300 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	生活支援ハウス	38,900 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	緊急ショートステイ	1,300 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
	施設内保育施設	13,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数	
	特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880 千円の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	介護老人保健施設	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	
	介護医療院	25,000～61,000 千円の範囲で知事が定める額	施設数	

	養護老人ホーム	2,600 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	空き家を活用した整備			
	認知症高齢者グループホーム	9,710 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	認知症対応型デイサービスセンター			
	介護施設等の集約・再編実施事業 ※都市部において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額			
	地域密着型特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数	
	小規模な介護老人保健施設	25,000～61,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模な介護医療院	25,000～61,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	2,600 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数	
	都市型軽費老人ホーム	1,950 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	15,000～36,600 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	

	介護予防拠点	9,710 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	地域包括支援センター	1,300 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	生活支援ハウス	38,900 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	緊急ショートステイ	1,300 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数	
	施設内保育施設	13,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数	
	特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	介護老人保健施設	25,000～61,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	介護医療院	25,000～61,000 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	養護老人ホーム	2,600 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	空き家を活用した整備			
	認知症高齢者グループホーム	9,710 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	認知症対応型デイサービスセンター			

（注）本事業を活用して、利用者を宿泊させる施設の中で、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1　区分	2　配分基礎単価	3　単位	4　対象経費
定員 30 名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料および賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
特別養護老人ホーム	914 千円 の範囲で知事が定める額	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,580 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム	914 千円 の範囲で知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介事業所は、宿泊定員数とする。	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅で合って、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	
都市型軽費老人ホーム	458 千円 の範囲で知事が定める額	定員数	
小規模な養護老人ホーム	458 千円 の範囲で知事が定める額		
施設内保育施設	4,580 千円 の範囲で知事が定める額	施設数	

（3）定期借地権設定のための一時金の支援事業

1　区分	2　配分基準	3補助率	4　対象経費
定員 30 名以上の広域型施設 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 養護老人ホーム 定員 29 名以下の地域密着型施設等 地域密着型特別養護老人ホーム 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の２分の１	１／２	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

（4）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

<table>
<tr><th>1　区分</th><th>2 配分基礎単価</th><th>3単位</th><th>4　対象経費</th></tr>
<tr><td colspan="3">既存施設のユニット化改修
<table><tr><td>「個室　→　ユニット化」改修</td><td>1,300 千円
の範囲で知事が定める額</td><td rowspan="2">整備床数</td></tr><tr><td>「多床室　→　ユニット化」改修</td><td>2,600 千円
の範囲で知事が定める額</td></tr></table>①　特別養護老人ホームのユニット化
②　介護老人保健施設のユニット化
③　介護医療院のユニット化</td><td rowspan="2">特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
<tr><td>特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ（多床室）のプライバシー保護のための改修</td><td>800 千円
の範囲で知事が定める額</td><td>整備床数</td></tr>
<tr><td colspan="3">介護施設等の看取り環境の整備</td><td rowspan="4">特別養護老人ホーム等の看取り環境または共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費ついては同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料および賃借料または備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</td></tr>
<tr><td>・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護医療院
・養護老人ホーム
・軽費老人ホーム
・認知症高齢者グループホーム
・小規模多機能型居宅介護事業所
・看護小規模多機能型居宅介護事業所
・介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td><td>3,820 千円
の範囲で知事が定める額</td><td>施設数</td></tr>
<tr><td colspan="3">共生型サービス事業所の整備</td></tr>
<tr><td>・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）
・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）
・小規模多機能型居宅介護事業所
・看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>1,130 千円
の範囲で知事が定める額</td><td>事業所数</td></tr>
</table>

（5）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1　区分	2　配分基礎単価	3　単位	4　対象経費	5　補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	4,710千円の範囲で知事が定める額	知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費および分担金および適当と認められる購入費等を含む。	１/３
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援事業	1,090 千円の範囲で知事が定める額	１か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2．6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費および分担金およ	1/3
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業	6,540 千円の範囲で知事が定める額	１か所		1/3
・家族面会室の整備等経費支援事業	3,820 千円の範囲で知事が定める額	施設・事業所		1/3

			び適当と認められる購入費等を含む。	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,070 千円の範囲で知事が定める額	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費および分担金および適当と認められる購入費等を含む。	1/3

（6）介護職員の宿舎施設整備事業

1　区分	2　配分基礎単価	3 単位	4　対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	介護職員１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	１／３の範囲内でで知事が定める額	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費および分担金および適当と認められる購入費等を含む。

様式第１－１号（交付申請）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業補助金交付申請書

年度福井県介護施設等整備事業について、補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第４条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の名称　　福井県介護施設等整備事業
（事業名を記載）

２　交付申請額　　円

３　交付申請額の算出　　別紙（１）のとおり

４　補助事業の計画　　別紙（２）のとおり

（添付書類）
・位置図（Ａ４版）※1万～2万5千分の１程度の広域図に事業予定地を図示したもの
・付近図（Ａ４版）※住宅地図に事業予定地を図示したもの
・建物配置図、各階平面図、立面図
※補助対象部分、補助対象外部分および共用部分が分かるように色分けすること
また、Ａ４版より大きいサイズはＡ４版に折りたたむこと
・工事費費目別内訳書　※作成例参照
・見積書または設計書の写し　※内訳明細は大・中項目程度のものを添付
・歳入歳出予算書（抄本）
・納税証明書（市町の場合は不要）
・その他参考となる資料

様式第１－２号（交付申請）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業補助金交付申請書

年度福井県介護施設等整備事業について、補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第４条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の名称　　福井県介護施設等整備事業
（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

２　交付申請額　　円

３　交付申請額の算出　　別紙（１）のとおり

（添付書類）
・位置図、付近図、配置図、建物平面図
・対象経費内訳書（別紙（３））
・収支予算（見込）書（抄本）
・納税証明書（市町の場合は不要）
・その他参考となる資料

様式第２－１号（状況報告）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業遂行状況報告書

　　年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定を受けた福井県介護施設等整備事業（事業名を記載）の遂行状況について、福井県補助金等交付規則第１０条の規定により、関係書類を添え、別表のとおり報告します。

（添付書類）
- 収支決算（見込）書（抄本）
- 支出済工事費費目別内訳書
- 工事請負契約書の写し
- 工事完了検査済証の写し
- 工事完成検査調書の写し
- 建物内外主用部分の写真
- 建設工事費精算額明細書の抜粋
- その他参考となる資料

様式第２－２号（状況報告）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業遂行状況報告書

年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定を受けた福井県介護施設等整備事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の遂行状況について、福井県補助金等交付規則第１０条の規定により、関係書類を添え、別表のとおり報告します。

（添付書類）

・対象経費内訳書（別紙様式）
・収支決算（見込）書（抄本）
・検査調書（市町）
・指定通知、承認通知、開設許可書等の写し
・財産管理台帳（留意事項の別記様式３）の写し
・その他参考となる資料

（雇用通知書、賃金台帳、納品書および領収書等の証拠書類の写し
必要に応じて人件費・物件費等内訳明細（留意事項の別記様式１および２））

様式第３－１号（計画変更）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業補助金に係る事業計画変更承認申請書

年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定を受けた令和　　年度福井県介護施設等整備事業について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の名称　　福井県介護施設等整備事業
（事業名を記載）

２　交 付 申 請 額　　（変更前）　　円

（変更後）　　円

３　交付申請額の算出　　別紙（１－２）のとおり

４　補助事業の計画　　別紙（２）のとおり

５　変　更　理　由

（添付書類）
・　歳入歳出予算書（抄本）
・　その他参考となる資料

様式第３－２号（計画変更）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業補助金に係る事業計画変更承認申請書

年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定を受けた　　年度福井県介護施設等整備事業について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の名称　　福井県介護施設等整備事業
（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

２　交 付 申 請 額　　（変更前）　　円

（変更後）　　円

３　交付申請額の算出　　別紙（１－２）のとおり

４　変　更　理　由

（添付書類）
・　歳入歳出予算書（抄本）
・　その他参考となる資料

様式第４－１号（年度終了実績報告）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業年度終了実績報告書

　　年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定を受けた福井県介護施設等整備事業（事業名を記載）の　　年度における実績について、福井県補助金等交付規則第１２条の規定により、関係書類を添え、別表のとおり報告します。

（添付書類）
- 収支決算（見込）書（抄本）
- 支出済工事費費目別内訳書
- 工事請負契約書の写し
- 工事完了検査済証の写し
- 工事完成検査調書の写し
- 建物内外主用部分の写真
- 建設工事費精算額明細書の抜粋
- その他参考となる資料

様式第４－２号（年度終了実績報告）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業補助金年度終了実績報告書

　　年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定を受けた福井県介護施設等整備事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の　　年度における実績について、福井県補助金等交付規則第１２条の規定により、関係書類を添え、別表のとおり報告します。

（添付書類）

・対象経費内訳書（別紙様式）
・収支決算（見込）書（抄本）
・検査調書（市町）
・指定通知、承認通知、開設許可書等の写し
・財産管理台帳（留意事項の別記様式３）の写し
・その他参考となる資料

（雇用通知書、賃金台帳、納品書および領収書等の証拠書類の写し
必要に応じて人件費・物件費等内訳明細（留意事項の別記様式１および２））

様式第５－１号（実績報告）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業完了実績報告書

年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定を受けた　年度福井県介護施設等整備事業が完了したので、福井県補助金等交付規則第１２条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称　　福井県介護施設等整備事業
（事業名を記載）

２　補助金の交付決定額およびその精算額
交付決定額　　円
精　算　額　　円

３　精算額の内訳　　別紙（４－１）のとおり

（添付書類）
・収支決算（見込）書（抄本）
・支出済工事費費目別内訳書
・工事請負契約書の写し
・工事完了検査済証の写し（建築・消防）
・工事完成検査調書の写し
・建物内外主用部分の写真
・建設工事費精算額明細書の抜粋
・その他参考となる資料

様式第５－２号（実績報告）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業完了実績報告書

年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定を受けた　年度福井県介護施設等整備事業が完了したので、福井県補助金等交付規則第１２条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称　　福井県介護施設等整備事業
（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

２　補助金の交付決定額およびその精算額
交付決定額　　円
精　算　額　　円

３　精算額の内訳　　別紙（４－２）のとおり

（添付書類）
・対象経費内訳書（別紙様式）
・収支決算（見込）書（抄本）
・検査調書（市町）
・指定通知、承認通知、開設許可書等の写し
・財産管理台帳（留意事項の別記様式３）の写し
・その他参考となる資料
（雇用通知書、賃金台帳、納品書および領収書等の証拠書類の写し
必要に応じて人件費・物件費等内訳明細（留意事項の別記様式１および２））

様式第６号（活動実績報告）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度介護予防拠点活動実績報告書

年度の介護予防拠点における介護予防活動について、関係書類を添え、別添のとおり報告します。

（添付書類）
・介護予防拠点活動実績一覧（別紙５）
・介護予防拠点活動実績個表（別紙６）

様式第７号（精算払）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業補助金
交付請求書（精算払）

年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で額の確定の通知があった　　年度福井県介護施設等整備事業補助金を交付されるよう福井県補助金等交付規則第１５条の規定により請求します。

交付決定額	円
額の確定額	円
既 交 付 額	円
今回請求額	円

振込口座番号　〇〇銀行　〇〇支店　普通　123456
（名義）　〇〇〇〇〇〇〇〇

様式第８号（概算払）

番　　号
年　　月　　日

福井県知事　　様

申請者　　印

年度福井県介護施設等整備事業補助金
交付請求書（概算払）

年　　月　　日付け福井県指令長第　　号で交付決定の通知があった　　年度福井県介護施設等整備事業補助金を交付されるよう福井県補助金等交付規則第１５条の規定により請求します。

交付決定額　　円

既 交 付 額　　円

今回請求額　　円

振込口座番号　○○銀行　○○支店　普通　123456
（名義）　○○○○○○○○